

平成24年第1回京丹波町議会定例会（第5号）

平成24年 3月27日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 議案第 4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 8号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第13号 町道の路線認定について
- 第14 議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算
- 第15 議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第16 議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算
- 第17 議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第18 議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第19 議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算

- 第 2 1 議案第 2 1 号 平成 2 4 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 2 議案第 2 2 号 平成 2 4 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 3 号 平成 2 4 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 4 号 平成 2 4 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 5 号 平成 2 4 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度国保京丹波町病院事業会計予算
- 第 3 0 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度京丹波町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 3 1 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 2 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 3 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 4 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度京丹波町水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 5 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 6 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度京丹波町土地取得特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 3 7 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 3 8 議案第 3 8 号 平成 2 3 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 3 9 議案第 3 9 号 平成 2 3 年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 0 議案第 4 0 号 平成 2 3 年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 1 議案第 4 1 号 平成 2 3 年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 2 議案第 4 2 号 平成 2 3 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 3 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 4 4 議案第 4 4 号 平成 2 3 年度国保京丹波町病院事業会計補正予算 (第 4 号)
- 第 4 5 請願第 1 号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書
- 第 4 6 発委第 1 号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書
- 第 4 7 発委第 2 号 取調べの可視化 (取調べの全過程の録画) の実現を求める意見書

第48 発議第 1号 東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議

第49 閉会中の継続調査について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- | | | | |
|-----|----|-----|---|
| 1番 | 小田 | 耕治 | 君 |
| 2番 | 篠塚 | 信太郎 | 君 |
| 3番 | 村山 | 良夫 | 君 |
| 4番 | 梅原 | 好範 | 君 |
| 5番 | 横山 | 勲 | 君 |
| 6番 | 山田 | 均 | 君 |
| 7番 | 東 | まさ子 | 君 |
| 8番 | 岩田 | 恵一 | 君 |
| 9番 | 松村 | 篤郎 | 君 |
| 10番 | 坂本 | 美智代 | 君 |
| 11番 | 西山 | 和樹 | 君 |
| 12番 | 原田 | 寿賀美 | 君 |
| 13番 | 北尾 | 潤 | 君 |
| 14番 | 森田 | 幸子 | 君 |
| 15番 | 山内 | 武夫 | 君 |
| 16番 | 野口 | 久之 | 君 |

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

- | | | | | |
|----|-----|----|-----|---|
| 町 | 長 | 寺尾 | 豊爾 | 君 |
| 副町 | 長 | 畠中 | 源一 | 君 |
| 教育 | 長 | 朝子 | 照夫 | 君 |
| 会計 | 管理者 | 岡本 | 佐登美 | 君 |

参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞穂支所長	山 森 英 二 君
和知支所長	藤 田 真 君
総務課長	伴 田 邦 雄 君
監理課長	山 田 洋 之 君
企画政策課長	中 尾 達 也 君
税務課長	一 谷 寛 君
住民課長	下伊豆 かおり 君
保健福祉課長	堂 本 光 浩 君
子育て支援課長	山 田 由美子 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
産業振興課長	久 木 寿 一 君
土木建築課長	十 倉 隆 英 君
水道課長	木 南 哲 也 君
教育次長	谷 俊 明 君
代表監査委員	船 越 肇 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	長 澤 誠
書記	上 西 貴 幸

開会 午前 9時00分

○議長（野口久之君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成24年第1回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（野口久之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番議員・横山 勲君、6番議員・山田 均君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（野口久之君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中において、各委員会が開催され、付託議案、提出議案等の審査、また福祉厚生常任委員会では現地踏査が実施されました。

また、各特別委員会も開催され、所管の活動が行われました。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

議員の皆さんには大変ご苦勞さまですがよろしくお願いを申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について》

○議長（野口久之君） 日程第3、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案の推薦者を適任とし、答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は原案の推薦者を適任とし、答申することといたします。

《日程第4、議案第4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第4、議案第4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、今回提案になっております和知の路線で上乙見線の1と2という路線ができるということなんですけれども、具体的な時間帯、どういう1と2の路線の使い分けといいますか、どういう時間帯に1を走る、どういう時間帯に2が走るということをお尋ねしたいということと、バスの大きさです。今回升谷の中へ入るといことになりますと、橋の関係もあって、余り大きいのは入れないと、下の橋を渡るときを見ていると、一方通行的な状況にもなっているわけですので、その辺のことも含めて、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 今回、提案をしております町営バスの運行事業条例の改正の部分の上乙見①線、②線の関係でございますが、現行の路線を①線とするということで、運行の時間帯につきましては、土曜日の午前中1本のみを①線として運行をするものでございます。また、新たに上乙見②線ということで、新しく升谷の集落内を乗り入れをするというような運行形態をとっております、この運行時間につきましては、現行走っております上乙見線の運行時間帯を②線に変えまして、運行をするものでございます。

なお、升谷への乗り入れということもございまして、上の升谷橋を通過するということで、幅員等につきましても、若干狭いというようなことから、バスにつきましても、29人乗りの中型バスの乗り入れを予定をしております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 升谷の集落内を走るということで、これは、非常に集落の方にとってうれしいことだと思うんですけども、29人乗りの中型でありますと、今もありましたように、橋を渡る場合に、非常に狭い橋ですので、一方通行的なこともあるのではないかと、思うんですけども、その辺は、地元の協力も含めてですけども、地元の人だけが走るわ

けではないので、非常に、どういう運行、例えば、信号をつけて一方通行のような形をするというのも一つの方法かもしれませんが、具体的な、ただ、今の状況の中で、走行車両を確認して、通過をするといいますか、そういうようなことなのか、どういような対応を考えておられるのかというのを1点と、それから、29人乗りということですので、主に学生というんですか、小・中学生も乗るわけなんですけれども、その辺は、特別問題がないのかどうかということも含めて、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 1点目の通行形態でございますけれども、従来から車線的にはもう1車線ということで、普通車につきましてもそれぞれが離合ということができませんので、橋の前後で待機をして、どちらかが優先で入ってくるというような形態を従来から取っておりますので、バスの乗り入れに関しましても、ドライバーの方にそれぞれ、譲り合いの精神でもって、待っていただくというような形を考えておりますので、新たに誘導等をするというようなことは考えておりません。

それから、乗員につきましてですけれども、上乙見線につきましては、一部、学生、児童、生徒も乗車をするわけですので、定員内で十分収容ができるというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

議案第4号 京丹波町町営バス運行事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

《日程第5、議案第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第5、議案第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

議案第5号 京丹波町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

《日程第6、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第6、議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

議案第6号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

《日程第7、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第7、議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

議案第7号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

《日程第 8、議案第 8 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第 8、議案第 8 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第 8 号を採決します。

議案第 8 号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決しました。

《日程第 9、議案第 9 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第 9、議案第 9 号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6 番（山田 均君） 1 点、お尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回、提案になっております税条例の改正は、提案理由にもありますように、東日本の大震災の復興に関して、臨時特例ということで、実施されるものでありますが、京丹波町の納税者のうち、個人住民税の均等割の納税義務者というのは、何人になるのかと、ちょっとその点、京丹波町の納税

者は何人かと、そのうち、個人、住民税今回の引き上げに該当する均等割の納税者は何人か、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 一谷税務課長。

○税務課長（一谷 寛君） ただいまの住民税の納税義務者でございますが、個人の住民税の納税義務者数につきましては、約でございますが、予想いたしておりますのが、7,000人でございます。今回の税条例の改正に伴います個人均等割の該当者といえますか、納税義務者につきましては6,900人を予測といえますか、ほぼこの条例改正が行われるのが平成26年度からでございますので、年々、納税義務者が少なくなってきておりました、その時点の予想としては6,900人を予想しております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

提案されている内容は、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に関する地方税の臨時特例に関する法律等の施行に伴い、町税条例改正の必要が生じたためとされております。

今回の税条例の改正で問題なのは、復興財源として個人住民税の均等割を引き上げることです。低所得者や被災者にまで負担を求めるやり方は許せません。

総務省の試算として、就業者数6,282万人のうち、均等割の納税義務者が5,936万人、圧倒的多数が課税され、所得税も払えない低所得者にも負担を求めるやり方はおかしい。国会でも日本共産党の塩川議員が指摘をしてきました。

今、説明もありましたように、京丹波町の納税義務者が約7,000人と、そのうちの個人均等割が6,900人該当するというところで、ほとんどの方がこれに該当するということになるわけであります。

政府は、復興財源を確保するため、連帯して負担を分かち合うと述べ、たばこ増税分が所得税の増税に上乗せされ、25年間で8.1兆円もの増税を押しつける内容です。

一方、法人税は、5%の恒久減税を実行するために25年間で20兆円の減税となります。3年間だけ、2.4兆円の賦課税を課しても、大企業には17.6兆円もの大減税になります。

リーマンショック後の景気後退の時期に、内部保留を積み上げる大企業に、これほどの大規模な恒久減税を行う必要はありません。これでは、復興財源を確保するどころか、法人税減税のために大規模な赤字国債の発行を行わざるを得なくなり、財政破綻を一層深刻なものにします。これは、財界の言い分を丸のみにしたものであります。低所得者や被災者、国民にまで負担を求める一方で、大企業には、大規模な恒久減税を行うやり方は、絶対に許せません。

復興財源は、証券優遇税制による配当割や株式等譲渡所得割の軽減をやめることや大企業や大資本家減税を見直して、復興財源に充てるべきであることを指摘をして、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

村山君。

○3番（村山良夫君） それでは、私は、この条例改正に賛成の立場で討論をいたします。

今回の改正というのは、東日本大震災の復興を国民ができるだけ平等に、また国民が復興したいという思いと、それから、やはり、日本に住んでいるものの一つの団結というんですか、絆をあらわす一つの条例のあらわれだとこのように思いますし、また、先ほど反対の中に、国政に関するようなことがありましたけれども、これは、京丹波町の条例の改正でありまして、もしも、京丹波町の今、納税者の中に被災者の方があるとしたら、それは、何らかの方法、対処をしなければならぬかと思えますけれども、多分、被災者の人はないと思えます。

ですので、町条例として考えれば、私はこのことは賛成すべきことだと思います。

以上、私の賛成討論です。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第9号を採決します。

議案第9号 京丹波町税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

《日程第10、議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第10、議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

議案第10号 京丹波町病院事業条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

《日程第11、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第11、議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） 今回の改正は、全国的にも保険料が1,000円以上上がっているという部分がありますが、本町におきましても、31%という上昇率であります。

一つは、保険料の段階であります。低所得者を軽減するという事で、本町では、11段階に増やしておりますが、ほかを見ましたら、12段階から15段階に上げている市町村が11市町村あります。特に城陽市なんかは10段階から15段階に上げておりますが、こういったことは検討されたのかどうか。

それと、二つ目は、保険料であります。先ほども言いました4期から5期への比較しまし

て31%、1段階から11段階、均等に保険料が上がっておりますが、特に低所得者と軽減をされるのであれば、それぞれの所得に応じた上昇率にするべきではなかったかと思いますが、その点の検討はされたのかどうか、お伺いします。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 段階設定の考え方でございますけれども、段階設定が許されているところに関しましては、第3段階の部分、それから、第4段階の部分、それから、第5段階以上は、多段階設定ということで、所得の高い水準に関しましては、多段階、多くの段階を設定をすることができるということになっております。

低所得、いわゆる非課税世帯の部分に関しましては、これ以上、第3段階の特例を設けた部分、それから、第4段階の特例を設けた部分、それ以外に関しましては、許されておられません。

多段階とされておりますのは、いわゆる高額所得の方を多段階に設定をされておるというところで、恐らくそれぞれ市、町の所得段階、高額所得の段階の方が多くあったのではないかなというふうに推察をしております。

本町につきましては、検討の結果、こういう形で結果的に11段階ということで、させていただいたところであります。

それから、保険料の値上げといいますか、第4期から第5期への差の検討でありますけれども、基本的には、やはり、第1段階から第9段階まであるわけですけれども、第1段階がある意味低所得の方、第9段階が、ある意味高額の所得の方ということで、傾斜をつけさせていただいたと、そういった形で検討をさせていただいたということで、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） 今回の介護保険料改正につきましては、利用者と給付の関係の中で、一定理解はするところでございますけれども、先ほど、坂本議員からもありましたように、高齢者にとりましては、月額1,250円余りの増加の負担というのは、大変厳しいのではないかなというふうに感じております。

今、求められているおるものが、やはり、介護を受けないための健康維持、元気になることではないかなというふうに考えておりました、まさに予防に力を注ぐべきだと考えているところでございますけれども、今後の保険料の見通しと、そうした事業の取り組みについての担当課としての考え方といいますか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 堂本保健福祉課長。

○保健福祉課長（堂本光浩君） 特に、介護予防のほうに関しましてですけれども、第5期の計画の期間中に認知症予防の教室、新たに計画をさせていただきたいというふうに考えております。簡単な計算でありますとか、読み書きをすることによって、ある意味、認知症を積極的に予防するという取り組みをさせていただきたいなというふうに考えております。

その他、介護予防、ミニデイでありますとか、認知症予防事業等に関しましては、継続して、あるいは、拡充をして、ミニデイに関しましては、地域によっては、箇所数を増やすところ、あるいは、瑞穂地区に関しましては、1カ所でやっておりましたのを各地域でできるような形をとらせていただきたいなということで、第5期、平成24年度からでありますけれども、そういった形で積極的に検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、今後の見通しでありますけれども、本町、大方認定率というものが19%を推移しております。何とか、この19%前後を横ばいという形で、どんどん上がっていく20%なり、21%という形で介護、要介護の認定率というのは、高くなるのが想定をされるわけですけれども、介護予防を充実させることによって、何とか現状維持に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 岩田君。

○8番（岩田恵一君） まさにそれだというふうに私も思いますし、団塊の世代の方が、これからどんどん65歳以上を迎えるということで、増えることを懸念しているわけですが、そういったことで、力を注いでほしいなというふうに思います。

ちょっと、町長に最後、お聞きしたいんですけど、今回の改正で、5,000円台を超えるということで、全国的に見ても4分の3以上が5,000円台ということで、これはもう、5,000円というのは、負担の限界ではないかというようなことは、先日の新聞報道でもされておりましたけれども、その負担度を抑制するためには、やはり、公費投入が一定必要ではないかというようなことも、書かれていたところでございますけれども、今後、そういった負担増に対応するための抑制のための公費投入についての町長の見解を、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 今、堂本課長が答えたとおり、いろんな介護予防措置を講じているところであります。このことを充実させることが、負担をできるだけ、現状維持に導く唯一の方法だと岩田議員もおっしゃっているとおりだと思っております。

給付というかサービス側については、やはり、一定、町が直接施設設置したりするわけではありませんが、しっかりと事業者のいわゆる社会福祉施設の事業を見守って、できるだけ京都府とか、国の支援が受けられる形で、充実も傍らさせていかないといけないなというふうに考えております。

何にしましても、負担がこれ以上どんどん増えていくということのない方向で町施策を実施していくということに留意していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 東君。

○7番（東まさ子君） 福祉厚生常任委員会でも質問もお尋ねもしていたところですが、今回、大幅な引き上げということになっています。住民税非課税いうところまでが、本当に多いということで、ありますけれども、住民税非課税ということは、生活費に収入が全てかかっていくというふうなことで、そうしたところに大変大きな負担がかかっております。

京都府のほうに、町も国も府もお金を財源を集めて、基金を積み立てていたわけでありませぬ。常任委員会でもお聞きしていたわけでありませぬけれども、国のほうがこの基金を取り崩してもよいというふうなそういう通達を出していて、京丹波町の持ち出している分1,000万円では、本当に少ない軽減にしかないということで、国のほうではなくて、府のほうも、国のほうにもそういう基金をせっかく積み立てていたのものであるので、軽減のために使うように言ってはどうかというふうに、町長にもお尋ねしていたんですが、大変、住民税非課税というところに生活に食い込む保険料になっているので、改めて、町長の見解を、そういうふうにもっとしっかり言うべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 率直にお答えしておきます。

こういうことについて、京丹波町単独で、国に要望する考えはございません。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

○議長（野口久之君） 坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定に反対の立場から討論をいたします。

第5期介護保険事業計画が策定をされ、3年ごとに各自治体の介護保険料の見直しがされ

ました。今回は、国が介護保険法の改正と介護報酬を同時に見直しによる影響が大きく、全国的に1,000円程度の引き上げとなることが言われております。

本町においても、月額5,350円と、現行の31%の大幅な引き上げとなりました。旧瑞穂町では、介護保険制度が始まった平成12年には、月額2,391円、合併後、旧3町の保険料の統一で、平成21年には月額4,083円、そして、今回の見直しで5,350円と2倍以上の引き上げとなっています。

本町での第1号被保険者の加入者数は5,638人です。そのうち、住民税非課税の1段階から4段階の方は3,974人と7割を占めています。本町では、保険料の段階を10段階から11段階にと低所得者対策として増やしておりますが、引き上げ率は1段階から11段階まで31%となっており、これでは、所得段階の低い方ほど負担が大きいこととなります。低所得者対策とするならば、それぞれの所得金額にあった引き上げ率にするべきではないでしょうか。

介護認定は受けていても、年金暮らしで介護サービスを受けられずに亡くなるという痛ましい事件も起こっております。年金が目減りする中、生活していく上で、大きく影響を受けるのではないのでしょうか。

介護給付が増えれば、当然、保険料は上がります。高齢者が増えれば、要介護者も比例して増えてくるでしょう。現行制度のままでは、保険料を上げるしかない。こうした制度は抜本的に見直しをするよう、国に対し強く求めることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になっております京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、私は、賛成の立場で討論を行います。

今回の介護保険料の改定は、第5次介護保険事業計画において、保険料を負担をしておる40歳からの第2号被保険者の減少が予想され、それに反して、65歳以上の第1号被保険者は、年々増加傾向にあり、高齢者比率は制度施行後10年間で5%上昇し、34.8%という状況であります。このような中、今回、介護保険料の改定が行われ、予算が計上されたところでありますが、高齢者人口の増加に合わせて、介護費用の増加が今日までの数字となっており、あらわれております。

一方で、介護従事者の待遇改善がなければ、従事者の確保もままなりません。介護保険制度のシステム自体の改善、改革は引き続き、国、府に要望することは、必要などころではあ

りますが、現行制度の中では、いかにして、町民負担の軽減を図りつつ、制度を維持するの
かという点に関しては、市町村に委ねられているところであり、本町の権限の範囲内で最大
限の努力がされたのが、今回の改定であろうと考えます。

今回の改定では、基準額が第4期保険料より31%増と大幅な値上げとなっておりますが、
今後3年間の保険料の据え置きを念頭に、財政基盤安定化基金からの充当や、保険料の段階
設定の細分化による格差の平準化が図られるなど、負担軽減の努力がうかがい知れます。

あわせて、基準額以下の低所得者層の負担は、月額1,000円以内に収まっており、年
金生活者等の中には、厳しい生活実態もうかがわれますが、今回の値上げは、許される範囲
内と考えます。

また、介護保険事業は、介護サービスのインフラの充実も必要なところであり、現在、入
所待機者数は106名と年々増え続けており、特養等の介護施設の整備など、どこでもだれ
でもいつでも介護が受けられる介護制度の充実が必要であります。

超高齢社会を迎えるに当たり、持続可能な社会をつくっていくためには、一定の負担をお
願いしながら、安定的に運営を図っていくことが必要不可欠であります。

しかしながら、現行制度では、団塊の世代が本格的に介護保険を利用する15年後には、
保険料が今の倍になると予想されます。このことは、高齢化に伴い保険料が際限なく増加す
るという介護保険制度の根本的な欠陥のあらわれであり、公費負担の見直しを初め、抜本的
な制度改正が図られるよう強く要望し、原案に賛成といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

議案第11号 京丹波町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のと
おり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

《日程第12、議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について》

○議長（野口久之君） 日程第12、議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。

議案第12号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

《日程第13、議案第13号 町道の路線認定について》

○議長(野口久之君) 日程第13、議案第13号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番(山田 均君) 町道認定に関わって、お尋ねをしておきたいと思うんですけども、委員会でもお尋ねしたわけでございますけれども、それを踏まえて、お尋ねするんですが、説明によりますと今回提案になっております蒲生野中央北線という路線の町道認定に関わって、ここの開発がされた平成元年にされたそうでありますけれども、そのときに当然、開発と同時に道路の各幅員とか、そういうものを含めて、町道の協議の中で町道認定をすると、そういう約束になっていたということでございましたが、町道の管理は、もちろん、台帳で町としては、やっているわけでございますけれども、ここ、これまで、この間まで、平成元年でございますので、20年以上、そういうことが手続されていなかったということになるわけでございますけれども、これは、どういう原因であったのか、当然、一定、調査もされ

ておるといふうに思うんですけども、一つはその点を伺っておきたいということと、土木事務所から指摘があったということでもございましたけれども、土木事務所も一つ一つをチェックをしているわけではないと思いますし、いわゆる管轄の範囲も広いわけでもございますけれども、例えば、住民の方から土木事務所にそういう申し出があったということなのか、担当者も当時の担当者からかわっていると思いますし、開発許可のそういう書類というものも、当然書庫にあるということから考えますと、この町道認定そのものが問題だということではなしに、なぜ、この20年以、放置されていたのか、その辺について、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 先日の産業建設常任委員会でも説明しましたとおり、平成の初期に開発された団地内道路ではございます。その部分につきましては、開発後、町道認定をするということで、1号道路として、道路法に基づく道路として認定し、都市計画法上の建築確認を受けるということで、協議をされておりました。

土木事務所より、建築確認の申請があったときに指摘を受けまして、調査をしました結果、町道としての認定ができていないということが判明しましたので、建築確認に支障を来さないよう、今回町道の認定をお願いするものでございます。

原因につきましては、現実的に町道認定ができておりませんので、全てが推測の範囲になりますので、原因についてはわかりませんが、先ほど申し上げましたとおり、建築確認に支障を来さないように、今回、町道の認定をお願いしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 時が過ぎておりますので、原因はなかなか難しいということでありまして、やはり、行政として、そういう手続や本来すべきことができていなかったと、これは非常に行政執行上も大きい問題ですし、怠慢であるというように思うんですけども、やはり、それはそれで、原因は何であったのかと、今後に生かすという意味からもはっきりさせておく必要があるというように私は思いますので、当時の関係者はおられるかどうかはわかりませんが、一つの要因としては、どうしてあったのかということは、はっきりさせておくべきだというように思いますので、もう一度その点について、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） ただいまご指摘いただきましたように、今後、こういったこ

とがないように、十分、他課とも連携をとりながら、適正に処理してまいりたいというふう
に考えております。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第13号を採決します。

議案第13号 町道の路線認定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願
います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

《日程第14、議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算～

日程第29、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算》

○議長（野口久之君） 日程第14、議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算から
日程第29、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算を一括議題とし
ます。

16件について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

岩田委員長。

○予算特別委員長（岩田恵一君） それでは、去る3月15日及び16日に開催しました予算
特別委員会の審査結果について報告をいたします。

なお、この委員会につきましては、皆さん委員ということでお世話になりましたので、審
査の経過、内容につきましては、ご承知をいただいておりますので、省略をさせていただ
きまして、審査結果のみの報告とさせていただきます。

それでは、朗読をして報告とさせていただきます。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号、件名、審査結果の順に報告をいたします。

- 議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算 原案可決
- 議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算 原案可決
- 議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算 原案可決
- 議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算 原案可決
- 議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算 原案可決
- 議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算 原案可決
- 議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算 原案可決
- 議案第21号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算 原案可決
- 議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算 原案可決
- 議案第23号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第24号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第25号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第26号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第27号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第28号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計予算 原案可決
- 議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算 原案可決

なお、お手元にも議長あて送付いたしました委員会審査報告書を配付いただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- 議長（野口久之君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします

議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算の討論を行います。

最初に、原案に対する反対者の発言を許可します。

東君。

- 7番（東まさ子君） それでは、本議会に上程されております議案第14号 平成24年度

京丹波町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

3年前に国民が政権交代の道を選びました。それは、それまでの構造改革路線により社会保障が削られ、低賃金、非正規雇用で所得が増えない中で今の政治を何とかしてほしいという願いからでありました。

にもかかわらず、大企業は、今もなお莫大な内部留保をため込み、一層の富裕層と多数の国民は格差が広がり、貧困層が増えております。年金世帯は、4月からの物価スライドによる0.3%の年金引き下げが6月から、さらに12月から0.9%の引き下げで、合わせて1.2%の削減になります。合わせて、介護保険料と後期高齢者医療保険料の引き上げで、二重、三重に負担増であります。

子ども手当の金額の変更や、年少扶養控除の廃止で、子育て世帯にも深刻であります。今、格差の是正と暮らしを守る政治が求められております。

平成24年度の京丹波町一般会計予算案は、総額115億9,600万円であります。まず、歳入について、平成24年度予算では、個人町民税の1,351万6,000円の増収が計上されております。これは、主に16歳以下の扶養控除の廃止によるもので、その影響を受ける人は1,505人にのぼり2,980万円の負担増となります。

国の施策によるものとはいえ、町民に大きな負担であります。年少扶養控除の廃止、それとそれによる町民税引き上げに反対をいたします。

歳出では、まず、税機構についてであります。国保税の滞納分も税機構に送っておりますが、自治体がしっかり住民と向き合う中でこそ、暮らしの実態や税や国保がどうすれば払うことができるか、課題を見つけ、施策に結びつけていけるものではないでしょうか。

悪質な案件だけ、機構に移管すべきであります。また、課税業務は、移管するべきではありません。

教育行政では、蒲生野中学校は、災害避難場所にもなっており、ライフラインは十分機能することが必要であります。トイレの改修を全面的に行うべきであります。また、勉強できる環境整備を整えるため、普通教室へのクーラー設置の予算をつけるべきであります。

原子力防災計画について、町長は、緊急時防護措置区域のUPZの半径30キロでの計画を立てるとされております。しかし、福島教訓を生かすなら、福島原発で50キロ以上離れた地域も避難せざるを得ない状況になっているのであり、同心円で危険な区域を決めるのは大間違いであり、京丹波町全域を含めた計画にすべきであります。

また、職員適正化計画で、正規職員が削減され、保育所や病院、バス事業所では、大半が非正規の雇用体制となっております。嘱託職員53人、臨時職員で、常勤の方が51人、その

他月1回の方を含め、多くの方が非正規職員という身分で働いておられます。臨時職員は、臨時的、一時的な業務に対応するとして、採用されておりますけれども、実際には、正規職員と同じ仕事に従事されている場合が多いのではないのでしょうか。正規雇用を増やす目標が必要であります。

平成24年度一般会計予算は、以上のことから町民の生活や健康を守る、支える予算とはなっていないことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

横山君。

○5番（横山 勲君） 私は、ただいま提案されております議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

平成24年度京丹波町一般会計予算は、依然として景気回復の兆しが展望できない厳しい財政状況が続いております。

町税につきましては、5年間の連続で昨年対比で0.2%減の15億9,600万円を見込まれ、歳入に占めます自主財源の割合は各種の基金の繰り入れを含めまして26%となり、依存財源に頼る財政運営を余儀なくされております現状であります。

財源確保のため、各基金から7億610万円を繰り入れ、また、後年度に国から交付税で処置されます有利な起債との説明でありましたが、現年の平成23年度より6億5,000万円近く、率にして実に66.9%を増やすなどに加え、合わせ市場に左右されます不安定な財源、交付税頼みのやりくりがうかがえる予算編成であったと思います。

こうした歳入の厳しい状況ではありますが、寺尾町長就任3回目となります編成につきまして、「安心、活力、愛のあるまちづくり」の公約を具体化するための各種施策が予算化され、さらには、将来の財政健全化対策の大きな措置、いわゆる身軽になる対策として、土地開発公社先行取得用地、いわゆる塩漬け土地の債務につきまして、平成27年度までに速やかに解消を行うことも、表明をされまして、今年度は4億4,536万円を計上、また、京都縦貫道が平成26年度に完成をいたしますことから、通過のまちにならない対策として、パーキングエリアに隣接の拠点整備施設の用地取得の着手、学校給食の完全実施に向けた施設整備など、本町の将来の発展を見据えた合併後最大規模の積極型の予算編成となっております。

また、本町の総合計画との調整も図られ、合併後の課題解決に向けた予算も組んでられております。町民が安心をし、安全で健康に心豊かな生活が営まれるよう、また、合併してよかったと感じられる積極的な予算が編成されておりますし、賛同をするものであります。

しかしながら、パーキングエリアに隣接の拠点整備施設に当たり、解決しなければならない課題の解消や、本町の総合計画とのさらなる調整、さらには、合併によります特例債が終了をいたします平成27年を見据え、歳出削減や債務解消などを積極的に行い、将来にわたり安定した行財政基盤の確立に向けた各種の行財政改革の課題解消を合わせ求めまして、平成24年度一般会計予算の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案されております議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計歳入歳出予算に反対の立場から討論を行います。

平成24年度京丹波町一般会計予算は、総額115億9,600万円の予算で、合併後の最大規模の予算となっています。寺尾町政3年目の予算は、平成23年度で打ち出さした長期的な新規事業を地域の活力につながる種をまく事業として、大型事業を打ち出し、その具体化を進める年度として、未来への投資として、積極的な予算編成として打ち出されています。

リーマンショックは、世界的金融経済危機につながり、今、ヨーロッパ諸国を危機的な状況に追い込んでいます。国内でも貧富の差が一層拡大し、国民の購買力は低下し、デフレの出口は見出せていません。

また、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、地震と津波に原子力発電所事故による放射能漏れで復興復旧に大きな影響を与えています。放射能という目に見えない物質は、多くの国民を不安に陥れています。正確な情報の開示、原発事故の終息はもちろんですが、期限を決めてすべての原発の廃炉に向けて踏み出すべきです。

また、消費税増税は、引き上げ分が社会保障や給付に直結するのではなく、サービスは部分的にしか上がらず、国債の償還に充てられるのです。しかも、増税に合わせて、効率化の名による医療、介護、年金の給付削減が予定されています。消費税増税は絶対すべきではありません。町民は、毎日不安を持って、安心して暮らしたい、困ったときに相談に乗ってほしいと多くの町民が願っております。これに応える町政運営が今こそ求められています。

平成24年年度予算編成は、安心、活力、愛のあるまちづくりをより具体化する年度として、これまで取り組んできた各種施策を一層充実させ、将来の発展に向けた事業、未来への投資を行うための積極的な予算編成を行ったとしております。

その予算規模は、合併後最大規模であった昨年をさらに上回る当初予算となっているのが特徴です。予算には、町内商工業の活性化を図るため、住宅改修補助金制度を昨年に引き続

き、予算化をされております。経済効果は実証済みであり、補助金の引き上げや新築も対象にするなどの制度の充実も求められていますが、地域の活性化につながると期待するものです。

また、和知地域でのバス路線の拡充、中学校の学校給食への実施の取り組みなど、住民の願いと期待にこたえたものと賛同するものです。

しかし、幾つかの問題点を指摘するものです。

一つは、畑川ダムからの取水です。将来、住民に大きな負担を求めることになることが一層明らかになってきており、将来に大きな禍根を残すものです。畑川ダム計画の当初の目的は、丹波と瑞穂にある開発団地、7, 114区画に6, 000人の人口が増えるとして計画されたものです。平成25年度の人口目標を2万2, 500人から平成30年度の1万9, 000人に変更、さらに将来の人口予測を1万4, 260人と大幅に変更しました。将来の人口予測8, 240人も減らすのは一つのまちがなくなったのと同じです。大幅に人口を減らしながら、ダムからの取水量は、日量5, 000トン、取水量は変更しないこの計画は、計画そのものが破綻していく、明らかであります。開発団地に6, 000人増えるとした計画以上に、人口が減少する予測を立てながら、ダムからの取水をすることが無駄な投資であることは明らかです。人口が増えないかわりに丹波、瑞穂にある事業所の水需要要望が4, 989トンあるとして、水需要の根拠にしています。民間企業との約束はそのときどきの経済状況で一変することもあります。民間企業の水需要を根拠にするのには、本末転倒です。

また、行政機関である京丹波町が町長名で一企業のために責任をもって水を確保する確約書を提出するなど、やってはならない行為です。そのために多額の税金を投入する事業に住民の合意や納得を得られるものではありません。畑川ダム本体工事は、完成に向けて進んでいますが、目的は供水調整に変更し、取水は見直すべきです。また、畑川ダムの水質が悪いとして、高度処理施設が予定されています。畑川ダムの上流は行政区外で将来も安心できる水質が保全されるのかも、大きな課題です。勇気をもってダムからの取水見直し、中止など、再検討を求めるものです。

また、「安心、活力、愛のあるまちづくり」をより具体化する年度として、これまで事業を一層充実させたとともに、将来の発展に向けた事業、すなわち、未来への投資を行うための積極的予算編成として打ち出されていますが、未来への投資として位置づけた丹波パーキングエリアと一体的な地域振興拠点の整備を将来にわたり、高速道路利用者を地域資源としてとらえ、地域振興に寄与する施設として取り組んでいくとされています。

また、この事業は、平成16年5月に丹波町議会に提出された要望書と同じ趣旨であるこ

とも明らかにされましたが、それは、高速道路を中心市街地に導入し、ハイウェイオアシス施設の構想を引き継いでいるものです。高速道路利用者が地域振興拠点施設に立ち寄って、ジュース1本でも買ってもらうことが大事と言われますが、15億円以上の税金を投入して、住民の暮らしを高め、町内業者の商売を伸ばすことになるのか、農産物がどれだけ売れるのか、地域振興にどうつながっているのか、どれだけの町民が関わるのかが見えてきません。

この地域振興拠点施設建設は、町民の要求や要望から出たものではなく、行政主導で進めているものですが、日本の経済の見通しも悪く、自動車の燃料となるガソリンはとまるところを知らないぐらいくぐんぐん値上げになっています。高速道路にあるサービスエリアの店は、コンビニにどんどん変わっています。用地の買収など建設に向けた予算が投入され、事業が進もうとしています。運営や管理の方法など明らかにされていません。活力の種が借金の種になることは明らかです。規模や事業内容を見直すべきです。

また、畑川ダムの周辺整備として、地元が要望するグラウンドゴルフ場など憩いの場所の建設が具体化される年でもあります。事業規模も明らかにされていませんが、用地買収を含めると事業費は数億円は必要と考えられます。人をこちらから出向いて迎えるための大きな施設をつくるのではなく、高速道路のインターチェンジから町へ引き寄せる魅力あるまちづくりが求められていると考えます。

また、平成25年度実施に向け、本年度に学校給食センターの建設が計画されていますが、中学校給食は保護者からの要望も強く、これに応えることは評価するものですが、これまでから指摘しているように、センター規模は既存の施設や改修ではなく、仮設などで行えば十分対応できるものです。将来の児童数の変更を見通しながら、センターの建設を行うべきです。今後の京丹波町の給食センターのあり方、方向性を示し、規模を設定すべきであることを指摘するものです。

本年度の予算規模は、昨年度の合併後最大規模をさらに上回る規模となって、合併後当初は、公債費比率が高いことや、借金が多いとして、住民要望がことごとく抑えられ、住民の不満が大きく広がりました。今、公債費比率が16%台との説明もありましたが、合併以来、借金を増やさないで繰上償還など、借金を減らすことができたのは、経済対策で国の交付金15億円や住民の要望をお金がないで取り上げなかったこと、人件費を削減してきたなどから公債費率が下がったものです。合併特例期間終了後の行財政運営の見通しをもって、行財政運営を行うべきです。借金を増やさないことを第一にすべきです。

今年度の予算の中には保育所耐震改修や子育て支援、医療費助成、妊婦検診や健診事業、獣害対策、道路改修など、住民の要求が一定予算化をされていることは当然ですが、京丹波

町は、周辺部は高齢化がどんどん進んでいます。過疎で高齢化が進む毎日を本当に安心して暮らせるようにしてほしい、高齢や障害で車に乗れない交通弱者、国保加入者は、所得が本当に低い世帯、こういう暮らしの実態はますます厳しくなっています。その上、介護保険料の大幅な引き上げなど、負担する限度を超えている状況です。健康で安心して暮らせるためには、何が必要かを第一に考えるべきです。大型プロジェクトで借金の種を生む取り組みではなく、震災からの教訓からも公共施設などが果たした役割は大きいものです。耐震調査など総点検対策を取り組むことが必要です。

放射能汚染は、稲わらからも100キロ、農産物の出荷停止なども40キロ、50キロとされた状況を見ても、京丹波町の防災計画は50キロとして取り組むべきです。

また、震災がれきや焼却灰の受け入れは、協力するのは当然ですが、放射能汚染問題など住民の不安をなくすことが何より必要です。

地方自治体として、町民の健康を第一に考えた対応を強く求めるものです。

また、京丹波町病院へ一本化し、今年度から医師の増員が確保できたことへの努力は評価をいたしますが、院外処方せんへの住民の不安にしっかり答えるべきです。病院でも薬を出し、患者が選択できるようにすべきです。

まちづくりの基本は、住民と行政の信頼関係と自治意識をどう高めていくかが大事です。今、丹波パーキングやダム周辺整備事業、畑川ダムなど、大型公共事業の推進は、借金を残すこと、その後の運営に多額のお金を投入することになり、その返済は公共料金の引き上げや、福祉や医療の繰り下げなど、幸せは全て住民負担になることはこれまでの事例からも明らかです。

今、住民の暮らし、営業も大変です。中小零細業者の皆さんは、事業の縮小や単価の引き下げ、お客は大型店に行ってしまう。農家は、農産物のコメ価格の低迷や、天候不順も加わり、先行き不安いっぱいです。

循環型経済政策など、町民の所得を高めるための施策を町民の目線で取り組むことが必要です。小規模登録制度など、できる対策から取り組むべきことです。これを強く求めるものです。今、行政として、何ができるのか、何をすべきなのか、町民の願いにどう応えるのが、町政に求められていることを指摘して、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になりました平成24年度京丹波町一般会計予算に、私は、賛成の立場で討論を行います。

平成24年度は、寺尾町政にとって、任期3年目の折り返しの年であり、まさに公約実現年との位置づけのもとでの町政執行であるというふうに考えます。町長就任以来、今日までの過去2年間で芽が出始めた萌芽期に例えるならば、本年度予算は、出てきた芽が成長、開花に向かう時期というふうに考えます。

まずは、限られた予算枠の中で、さまざまな分野に目配りをしながらも将来にわたる財政の健全化を念頭に置きつつ、大胆かつ多少の奇抜さも導入しながら、町民目線のバランスのとれた明日につながる積極予算であるというふうに確信をいたしました。

さて、本年度一般会計予算は115億9,600万円で前年度対比10.1%増と公約実現に向けた最大規模の積極予算が計上されました。

主な事業では、町政の基本である町民の命と健康を守り、安心して暮らせるまちづくりのために京丹波町病院を核とした中での医師確保や、和知歯科診療所の土曜診療の開始など、地域医療体制の充実を初め、高齢者が安心して暮らせるための高齢者ふれあい事業の実施、子育て医療費助成事業などの子育て支援の充実や上豊田保育所耐震補強事業の実施など、また、消防防災では、地域防災計画の改定や消防車両の更新など、災害に強いまちづくり施策の推進など、一方、活力のあるまちづくりとしては、丹波パーキングエリアに隣接する新たな地域振興拠点施設の事業着手や、年々増加する有害鳥獣防止対策、特産物産地化等の農業振興策や、森林管理道対策などの林業振興、また、畑川ダム建設による水資源の確保と関連整備事業の推進など、社会資本の整備等を初めとして、元気なまちづくり施策の推進が図られるものであります。

また、愛のあるまちづくりとしては、10カ月児から乳幼児保育や幼児、児童のファミリーサポート事業の実施、学校給食の全校実施のための給食調理場整備事業や、蒲生野中学校舎改修事業、旧和知第二小学校解体事業など、安全で快適なまちづくり施策が盛り込まれております。

その他、将来にわたり、健全な財政運営の基盤づくりのための地方債の繰り上げ償還や土地開発公社からの債務解消に向けて、塩漬け土地の買い戻し予算の計上など、寺尾町政の基本施政である安心、活力、愛のある町民目線に立った福祉の増進と京丹波町の将来にわたる発展に向けた基盤整備を促進するためのいわゆる未来への投資としての積極予算が随所に盛り込まれております。

一方、歳入面では、町税は前年対比0.2%減の15億9,600万円、地方交付税は2%増の51億円、町債の発行は66.9%増の16億1,900万円、財政調整基金からの取り崩しに2億7,900万円、先行取得用地買い戻しのための基金取り崩しに4億4,

500万円など、財源確保に努められておりますが、長引く不況の影響もあり、町税の減収を初めとして、当町の自主財源の占める割合は予算全体の26%にまで落ち込んでおります。

このように、本町の財政運営は、引き続き、厳しいものがありますが、足元をしっかりと見つめながら、一方では、将来にわたる本町発展の基盤を盤石なものとするべく、計画的な地方債残高の縮小と合わせて、基金造成にも取り組まれており、健全かつ積極的な予算編成であることがうかがい知れます。

引き続き、経常経費の削減と公債費の抑制など一層の行財政改革を断行しながら、片や住民の多様なニーズに的確かつ機敏に対応されるよう一層のご精進を願うものであります。

よって、本予算は、本町の当面する諸課題や将来展望を見据え、多くの新規拡充事業を盛り込んだ住民要望に的確に対応した予算であると認定します。

ここに、心から賛意を表明し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第14号を採決します。

議案第14号から議案第29号の表決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第14号 平成24年度京丹波町一般会計予算について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特

別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

本会計予算は、収支不足に対し、基金7,957万円を繰り入れ、引き続いて、国保税の税率を据え置くとされました。高過ぎる保険税を払える保険税にするべきではないか。そのために国がペナルティーをかけている福祉医療に対する補助金減額や保険税を決める際に上乗せをしている未収金、あるいは、賦課限度額を超えた額などについて、ルールを定め、一般会計から繰り入れを行うべきです。

また、負担を軽減するために、町が定めている申請による減免に基準を設け、困難な加入者を救うべきであります。国保会計に占める国の補助金は合併する前の数字でありますけれども、平成13年度は38%ありました。これが平成18年度には30%、平成22年度は22%となりました。

また、加入世帯の所得は減り続け、平成18年度は平均81万円であったものが、平成22年には78万円となっております。収入は減り続けているにもかかわらず、所得に占める保険税の割合は、平成18年度13.6%から平成22年度18.5%へと引き上がって、大幅に負担が増えております。国保の財政運営が厳しくなっているのは、国庫負担の大幅引き下げと、加入世帯の収入減によります。医療費の増大の一方で、国が負担率を引き下げてきたことにあります。国の負担を元に戻すことが重要であります。

ところが、今年度から国庫負担を34%から32%に引き下げ、府の財政調整交付基金を7%から9%に引き上げる予算となっております。府が2%上乗せをする財源は、年少扶養控除の廃止に伴う地方税の増税分を活用するとしています。このことは、国の負担削減の方向であり、賛成できません。

本町では、平成21年度の国保税引き上げ以降、税率は据え置きとされ、日本共産党議員団として、平成22年度、平成23年度と賛成をしてまいりました。

しかし、貯蓄もできず、年金の掛け金も払えず、生活するだけで精いっぱいの中から、どうしても払えない、こういう実態もあります。払える保険税にするためのきめ細かな対応が必要です。平成24年度の国保税は据え置きにされましたけれども、本来、社会保障である国民健康保険が貧困に拍車をかける事態となっております。

国保税の引き下げの努力を求め、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○12番（原田寿賀美君） それでは、私は、議案第15号 平成24年度京丹波国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

平成24年度の当初予算におきましては、前年度と比較いたしますと6,889万1,000円の増額となっております。率にしまして3.7%の伸びであります。

特に、歳入では、国府の調整財政交付金4,040万7,000円、さらには、その他の交付金として6,571万7,000円の伸びが見込まれておりますが、共同事業交付金では1,411万2,000円の減額、また、負担金等々では892万2,000円の減額となっております。その分、一般会計及び基金の繰り入れが1,383万1,000円のこれも減となっております。

歳出では、保険給付費、これは依然として伸びておりますが4,443万4,000円の増、さらには、後期高齢者の支援金といたしまして1,924万5,000円の増額となっております。

特に、住民の皆さんの健康管理の面で、疾病予防対策として200万円が増額となっております。このことから、予防活動も強化をされております。厳しい国保財政の中で3年連続の保険税の据え置き対応なども考慮されておりました、本当に最後の砦としての保険制度を果たしているものと思います。しかし、国保財政の長期展望や未収金の収納率の向上に対するさらなるご努力をいただくことを特に期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第15号 平成24年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

この制度は、医療費が限りなく上がり続ける痛みを後期高齢者に自分の感覚で感じ取っていただくこととしたとして、2000年4月からスタートいたしました。

しかし、国民からの反発も強く、制度廃止を掲げた民主党政権も廃止を先延ばしとし、廃止後の新たな制度の取りまとめが一昨年出されました。それを見ますと第一段階では、75歳以上都道府県が財政運営し、第二段階で被用者保険以外の75歳以上の高齢者を国保に移し、都道府県が財政運営することとなっており、今の制度とほとんど変わりはありません。

この制度の保険料は、75歳以上の高齢者の医療費と人口が増えるに従い、保険料も自動的に上がり続ける仕組みであります。本町においても、平成24年度の保険者見込み数は3,286人と年々高齢者数も増加し、平成23年度より10.5%増の予算計上となっております。本町では、医療費の地域格差による特例の経過措置が取られているもののこの期限も最長期間は6年間で、平成26年度までとなり、それ以後はどんと保険料が上がるのではないのでしょうか。

今年、介護保険料の引き上げ、そして、来年度以降は、社会保障と税の一体改革による消費税の引き上げ、また、頼みである年金の引き下げなどが行われようとしております。高齢者の医療を保証し、健康と暮らしを守るため、誰もが納得がいく医療制度にすることが国の責任であります。国に対し、制度の見直しを強く求めることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） それでは、議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算の賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度が始まったその背景には、日本の総人口に占める高齢者の割合が65歳以上が20%以上、75歳以上が10%以上となり、さらに出生率も低下していることから、超高齢化社会及び人口減少社会へ突入している状況にあります。

高齢者に一定の保険料を負担してもらい、高齢者の医療費を安定的に支え、高齢者と若い世代が公平に医療費を負担し、高齢者に対する医療、介護サービスの質の向上をする目的で始まったものであります。

本町では、京丹波町後期高齢者医療に関する条例第1章第2条に基づき、被保険者から保険料を徴収を行い、運営主体である京都府後期高齢者医療広域連合に納付するもので、平成24年度予算では、保険料が前年比10%伸びの1億4,400万円余りと繰入金に合わせて、広域連合へ納付金は2億800万円余りとなっております。

低所得者の軽減分の公費負担は財源構成上において、不可欠なものであり、本町においても、定められた制度予算であります。事業として、人間ドック助成に24名分、157万5,000円が計上され、妥当な配慮がなされています。みずからの老後の生活の質を確保する観点から、食事、睡眠、運動などにおける生活習慣を改善し、医療機関に頻繁にかかる状態とならないよう、まずは健康の維持に努めることが大切だと思います。

今後も、京都府後期高齢者医療広域連合の運営状況に関心を寄せ、高齢者医療政策とその運営に対しても適切な情報公開を求め、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終結します。

これより、議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第16号 平成24年度京丹波町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第16号は、委員長報告のとおり可決しました。

次に、議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。最初に、原案に反対者の発言を許可します。

坂本君。

○10番（坂本美智代君） ただいま提案をされております議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

今年は、介護保険事業の3年ごとの見直しの節目の年で、平成24年度から3年間の介護事業の計画に基づく介護保険料が改定をされます。

議案第1号でも討論で指摘をいたしました介護保険料の大幅な引き上げと介護報酬の改定であります。

特に、重大な問題は、ヘルパーが行う生活援助の基本となる提供時間を45分未満に短縮するというものです。生活を営む上で、ヘルパーさんの援助なしでは成り立たない在宅高齢者の皆さんにとっては、大きな問題であります。ヘルパーさんの仕事は、ただ、調理や洗濯、掃除だけではなく、利用者さんとの信頼関係があってこそ成り立ち、それぞれの利用者の方に合ったお手伝いをすることが大切な仕事であります。45分になったから途中であっても、

「はい、おわります。」では、とてもできることではないと現場でのヘルパーさんの声であります。

また、利用者の方にとって、時間延長ともなれば、さらなる出費となります。また、事業所にとっても、時間短縮によることで減収となり、事業所の経営を圧迫し、賃下げを招くことも考えられます。利用したくても利用できない保険あって介護なしとならないよう、安心して老後が暮らせる介護保険制度にするために、国に対し、改善を求めることを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

北尾君。

○13番（北尾 潤君） 議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に、賛成の立場から討論いたします。

本予算は、第5期計画に基づいて予算化されました。公費負担が50%と負担率が変わらないまま第1号被保険者の負担割合は21%に上がりました。保険料基準額も月額で1,267円上がり、月額5,350円と被保険者にとって、苦しい改正となり、非常に厳しい行政判断だったと伺われます。

先ほどの反対討論でありましたヘルパーの45分未満に短縮する改定についてですが、これは、被介護者がまだ多く十分な介護を受けられていない、この部分に対応するためにより多くの被介護者にヘルパーさんが行けるように、やむを得ない改正だったと思われま

す。予算総額が前年比1億6,464万円上乘せされる中で、総務費は、前年比400万円余り減額と限られた条件のもとで、できる限り被保険者に負担のかからないよう配慮されており、また、地域支援事業費の中の一次予防事業費、二次予防事業費において、将来の介護費を何とか抑制しようという姿勢が見られるなど、上げざるを得ない保険料としっかりとしたサービスを提供したいという思いとの間で、思い悩みながら作られた予算であることが伝わってきます。

国が制定した制度が不十分であるからという理由だけで、本予算に反対することはあり得ません。

今、この瞬間にも町内の各介護施設や家、道などで必死の介護が行われています。予算が通らず代案がすぐ出せないまま、空白をつくり、被介護者を混乱させ不安にさせる最悪の事態は絶対に避けなければなりません。

高齢者の人口が、3分の1を占める本町と全国の他自治体との公費負担割合が同じという非常に厳しい条例のもとですが、被介護者と本当に少ない報酬、または、無報酬で懸命に介

護している介護者をこの20億円を超える予算が力強く支えていくという思いを伝えまして、議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算に賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第17号 平成24年度京丹波町介護保険事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま上程になっております議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算に反対の立場から討論を行います。

平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算は1億9,260万円で前年度比で890万円、0.6%減の事業予算となっております。

本町の水道事業は、丹波瑞穂地区の上水道事業、和知地域は簡易水道事業として、統合整備事業を旧町からの継続事業として取り組んでいます。

当初予算では、簡易水道統合計画による和知西部浄水場工事、保津川排水管布設工事は前年度から引き続く工事、開発団地への給水は寺谷団地の排水管布設工事、関係する住民の水道を引いてほしいとの願いに応えるものと考えます。

本町の上水道事業の大きな柱に畑川ダムからの5,000トンの水を取水する計画を持ち、本年度も畑川ダム建設の負担金として1億4,337万5,000円を予定しています。

ダム完成が間近に迫り、来年度から給水予定となっておりますが、当初の人口予想は、平成25年度に2万2,500人、計画変更認可時点では、丹波瑞穂の人口を平成30年度に1万9,000人に変更し、さらに再評価時点では、平成30年度に1万4,260人と当初計画時点とでは、8,240人も大幅に人口減を見込みながら、畑川ダムから取る必要な水の量、取水量は日常5,000トンと変えないで今日まできました。

8, 240人と言えば、旧町の一つの町、全人口がなくなった以上の数字ではありませんか。京丹波町全体でも3月1日の人口が1万6,380人です。これは、まさにダムありきで進められてきたもので、見直しや変更を求めても、町内の企業からの水需要があり、1企業から日常3,000トンの要望があると説明がされていますが、その企業がいつから日常3,000トンの水を必要とするのかと正しても、企業の計画まではわからないと、当然の回答しかできない状況です。

行政の継続性といって、進められてきた畑川ダム事業、住民の要望からの出発ではなく、行政が主導して進めてきました。行政は人口が増える見込みがなくなっても、必要として、事業を推進してきました。

今の法律では、結果責任をとるようにはなっていません。結局、そのつけは、最後には住民が負担しなければなりません。行政執行者の責任、議会の議決は非常に重いものです。もちろん、丹波高原は長年水不足に悩まされてきました。そのために山水や伏流水などを確保して、新規水源を含め、9,100トン確保してきました。

また、施設の老朽化や水源の枯渇などの指摘もありますが、ダムに頼る考えから施設の改修などが計画的に実施されてこなかった点も指摘するものです。

現在は、家電は節水型でエコが主流となっています。また、企業においても、水を循環して使うなど、経費節減と合わせて節水が主流になっており、ダムに頼らなくて安心しておいしい水を十分賄えることは明らかです。

ダムの目的も、洪水調整も大きな目的になっています。ダムからの取水は再検討、見直しを求めて、反対討論といたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番（梅原好範君） 議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

水道事業においては、住民の安心で安定した水道水供給という重要な使命のもと、現有施設の保守管理など、万全で徹底した日々の維持管理はもちろんのこと、近年突発的に発生する自然現象や、降雪による電力停止、加えて、被害が広範囲に及ぶ凍結事故に対応して、時には腰まで雪に埋もれながら、施設管理に向かう厳しい環境の中で、昼夜を問わないまさに365日、24時間にわたるご苦勞を職員の皆さんが行っていることで、私たち住民が安心して日々を送れますことに感謝を申し上げます。

そうした職員の皆様の日々のご努力と歩調を合わせ、本町が京都府とともに推進してまい

りました畑川ダム建設事業の完成年度を迎え、先人の皆様が長年苦勞されてきた水問題が確実に解決し、丹波瑞穂地区皆様の安心、安全な生活の確立はもとより、水道水の安定供給は本町の活性化と発展に直結するものと大いに期待されております。

一方、来年度予算に計上されている和知地区水道施設統合整備事業に関しては、公共工事再評価委員会により、地域住民の生活基盤の充実を図る適正なものと判断され、その必要性とともに事業効果の早期実現を求める要望が、意見書として全委員一致で町長あてに提出された内容と迎合しており、評価されるものです。

不足する財源確保、そして、受益と負担の公平性を求める中で、平成22年度から段階的に改定を進めてきた水道料金の統一年度を迎え、住民が納得できる水道料金の効果的活用、さらに徹底した経営改善を求められますことを臨むとともに、次世代に引き継がれるべき本町の幸せな生活環境を目指した予算であると確信し、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第18号 平成24年度京丹波町水道事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（多数 起立）

○議長（野口久之君） 起立多数であります。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

松村君。

○9番（松村篤郎君） それでは、議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

本町下水道事業の運営には町行政はもちろん、町民の多大な理解と努力により、今日まで続けられておりますことを改めて敬意を表すところであります。

平成23年10月分から下水道料金の改定が実施されました。3年間の経過措置の初年度

として、新料金への移行が順調に推移していることは、評価に値するものであります。

さて、平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算につきましては、前年度対比約89%の9億7,500万円が計上され、1億1,600万円の減額予算となっています。

歳入では、料金改定に伴う料金の伸びがあるものの、繰入金や諸収入及び町債が前年度比マイナス1億3,300万円となっており、その分歳出に抑制がかかってきていますが、施設整備や施設管理の効率化に基づく経費縮減に努められております。

下山処理施設の不明水対策の事業については、的確な判断のもと、予算を超えることのない事業ですぐに解決を図っていただけるようお願いするものであります。

施設の維持管理業務のますますの効率化や未収金の回収にさらに努力を重ねられ、統一した公平な新料金体系が完全移行に向け順調に推移し、使用料で賄える運営形態が実現することを期待して、賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第19号 平成24年度京丹波町下水道事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第20号 平成24年度京丹波町土地取得特別会計予算について、委員長の報告のと

おり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第21号 平成24年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

梅原君。

○4番(梅原好範君) 議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

提案されました次年度予算には、昨年交通手段確保に関する懇話会により意見書として提出された新たな公共交通機関のあり方を参考とし、住民アンケートによるニーズ調査や運行料金を一定期間半額とする社会実験の実施が計画されております。

さらには、その分析を安易に外部委託することなく外部有識者の意見も取り入れながら、

みずからの手でより利用しやすい町営バス運行のあり方を求める担当課の積極的な姿勢がしっかりと伺えるものです。

一方、利用者の安全確保や利便性の向上を求める切実な声に対しては、整合性を確認したのち、こうした調査を待つまでもなく迅速に対応されており、既定路線に甘んじることなく、利用者とともによりよき運行形態を目指したフレキシブルで優しさの見える対応は、利用者に信頼されております。

また、本年度に創設され、次年度においても継続事業として、予算計上されている須知高校通学助成が早くも効果的に結果を出しており、通学助成創設により、町内中学校から須知高校に進学する生徒が増加したとのうれしい知らせを中学校卒業式でお聞きしました。

私は、このような実例を大いに評価し、大変有効でスピード感のある施策であると高く評価するものです。

町営バス運行事業を取り巻く環境が極めて厳しい中、懇話会報告書が求めている生活交通の目的は幼稚園の通園、小学生、中学生、高校生、通学支援を基本とし、これに交通弱者、すなわち自動車を利用できず外出できないため、生活に支障をきたす方の支援を目的とする内容を踏まえ、実施される住民アンケート、そして、社会実験による住民の意向を正確に反映した運行形態を目指していただきますよう要望しまして、本予算に対しての賛成討論いたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第22号 平成24年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第23号 平成24年度京丹波町須知財産区特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第24号 平成24年度京丹波町高原財産区特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第25号 平成24年度京丹波町桧山財産区特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第26号 平成24年度京丹波町梅田財産区特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長(野口久之君) 起立全員であります。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第27号 平成24年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算について、委員長の報告

のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第28号 平成24年度京丹波町質美財産区特別会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員 起立)

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算の討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

原田君。

○12番（原田寿賀美君） それでは、議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算について、賛成の立場から討論を行います。

昨年4月から町内の公的医療機関を国保京丹波町病院に一本化し、医療機関の運営と経営状況のスリム化が図られてきました。

その一環として、8月には、和知診療所の院外処方制度やさらには病院におきまして、この4月から実施をされるとお聞きをいたしております。まさに、病院経営の厳しさもうかがえる中での予算編成であると同時に全国的に医師不足が叫ばれる中、寺尾町長の公約でもありました医師確保の実態について、喜ばしき報告もお聞きをいたしております。

が、病院はもとより、和知診療所等々、公的医療機関のますますの改善を積極的に実施されることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

議案第29号 平成24年度国保京丹波町病院事業会計予算について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員 起立）

○議長（野口久之君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

○議長（野口久之君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を続けます。

《日程第30、議案第30号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）》

○議長（野口久之君） 日程第30、議案第30号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 何点かお尋ねをしておきたいと思います。

歳入の18ページで、財産収入のマツタケ採取権収入というのが7万4,000円あるんですが、町有林の入札だと思うんですが、入札の参加者というのは何人あったのか、また、入札の方法はどのような方法を取られておるのか、1点、お尋ねをしておきたいと思います。

それから、27ページの先行取得用地の今回、活性化対策農地取得の活用対策基金積立金ということで1億5,560万円あるんですが、予算の説明のときに7億600万円の積み立てという説明もあったんですが、これまでの説明では、合併特例がきれる平成27年までに土地開発公社から土地を買い戻すということで、毎年4億円ぐらいの資金が必要だということも聞いたわけですが、土地開発公社も銀行から借り入れておりますので、当然、

その利子も重なってくるわけですが、市場の銀行金利からいっても、その基金を使って、先に買い戻すほうが、利子を負担する割合からいったら、預けている利子と負担する利子の利息の差からいえば、相当下がると思うんですけれども、そういうような方法というのは、どうなのか、1点お尋ねをしておきたいというように思います。

それから、36ページの診療所費の貸付金のところで、奨学金の貸付金180万円の減額があるんですが、平成23年度も平成24年度もですが、医師確保ということでそういう予算が組まれてきておるわけでございますけれども、3月をもって対象がなかったということだと思うんですけれども、申し込みが。具体的にどういう働きかけをしているのかと、何人そういう働きかけたのか、その辺は当然頭出しということではなしに、積極的にこういう資金を活用していただくという人をピックアップをして、働きかけをしなければ、なかなか難しいのではないかなと思うわけですが、その点について、どういう取り組みがされたのか、お尋ねをしておきたいというように思います。

42ページの農業費の農村情報施設の管理費の工事請負費で、ケーブルテレビの施設等の撤去工事が5,809万2,000円の減額になっているんですが、大幅な当初見込みから減になっているわけでございますけれども、撤去ですので、電柱の撤去かと思うんですけれども、具体的に内容としては、どういうことなのか、電柱の撤去やケーブルの撤去ももちろんあると思うんですけれども、地元へ電柱の払い下げといいますか、そういうこともやられてようでございますけれども、ちょっと内容について、伺っておきたいと思います。

とりあえず、以上でございます。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 18ページのマツタケ採取権収入でございますが、入札者数ですけれども2名の方でございます。お知らせにつきましては、ケーブルテレビ等で入札の期間等をお知らせをしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 27ページでございますが、積立金で先行取得用地の基金の積み立てに関してのご質問でございますが、7億610万1,000円というふうなことで、平成23年度末は見込んでおるわけございまして、平成24年度当初予算におきまして、4億4,536万4,000円というふうなことで買い戻しをお願いをしているというところでございます。

したがって、平成24年度末、今後平成24年度に当然積み増しをいたしますけれども、

現状におきましては2億6,100万円としか残高はないというふうなことで、計画的に買い戻しをしていくとそういう方針でございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 36ページの医師確保奨学金の件でございますが、どう働きかけたということで、昨年4月春から12月まで募集期間をさせていただきました。その間、春には南丹管内、またあるいは中丹管内の高校を巡り、各高校の進路部長さん、教頭先生、校長先生、このあたりにしっかりとお話をし、まず、募集の申し込みについてをお話をさせていただきました。

そして、府立医大、京都府関係医療機関へのお願いにも上がった次第でございます。

そして、昨年7月から10月まで府立医大の研修医が南丹病院のほうにお見えになりました。毎月7月から11月までの間、2週間を区切りに京丹波町病院のほうへも地域医療学習ということで、ひと月に二人ずつの研修医さんがお見えになりました。その方々に関しても、現場で、いろいろとお声をかけさせていただいたような次第でございます。

いろんな形でお声をかけさせていただきましたが、残念ながら奨学金につきましては、お申し込みがなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 42ページの施設等撤去工事の中身等でございますけれども、一つには、先般の2月の臨時議会の折にこの京丹波町の旧情報システムの撤去工事ということで、変更のほうの承認をいただいたところでございまして、入札減に伴う今回の減額となっております。

それから、この工事の主な内容でございますけれども、旧丹波町の情報センターの施設全般の撤去ということになっておりますので、コンクリート柱、あるいは鋼管柱、それから、それにかかっておりましたケーブル、それと各施設内の機器類、そういったものが対象となっておりますのと、瑞穂地区におきましては、電話機なり、無停電電源装置UPSの撤去につきましても含まれているものでございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） それぞれ、答弁いただいたんですが、先行取得用地の基金の関係でもう一度お尋ねしておきたいんですが、私がお尋ねしたのは、今7億円余りのうち、平成24年度で4億円余りで2億円余りしか残らないということだったんですが、その基金残高とい

うよりも、基金に積み立てておくよりも、いわゆるその基金があれば、先行取得用地を買い戻したほうが利息を当然土地開発公社には払っておくわけなので、その利息分が減るのではないかと、支払う町として、そういう意味でお尋ねしたので、その辺はどういう考え方なのか、もちろん計画的に買い戻すというのは当然だと思うんですけど、その点をもう一度伺っておきたいと思います。

それから、繰越明許の関係で、繰越の理由の一覧表もいただいているわけなんですけれども、その点について、伺っておきたいと思うんですけども、道路新設改良事業で、非常に多くの事業が繰り越しになっているわけでございます。当然、繰り越しをするには、繰り越しの理由があるわけでございますけれども、例えば、社会資本整備総合交付金事業の町道升谷大迫線の繰り越しの理由を見ますと、前年度繰越工事との調整に日数を要したため、年度内完成が困難となったと、こういう理由なんですけれども、これは、前年度ということは、平成22年度ということかと思うんですけども、順次その路線の工事を進められているということなのですが、具体的に発注が遅れたとか、そういうことで、こういうことが起こっているのかどうか、本来、いろいろ理由の中にあるように、用地買収などで相続が多数発生して、相続人の調査のそういう境界確定など非常に日数を要したと、これは、当然そういった理由になるとなると思うんですけども、工事を発注するに当たって、繰り越しされた工事との調整に日数を要したと、業者が違うということもあろうかと思いますが、本来は、例えば、この工事であれば、繰り越して6月に完成ということでございますので、すぐ発注すれば7、8月から発注できるわけですので、年度内には十分できるのではないかと思うわけなんですけど、こういった理由が、見ておきますと町道笹尾中央線もそういう理由になっておりますし、また町道蒲生西階線においては、工事中における通行規制について、地元調整に不測の日数を要したと、こういうことにもなっているんですけど、こういう場合でもこれは、もちろん町の道路計画に基づいて、事業が進められていると思うんですけど、一定、地元要望に基づいて、こういう新設改良事業をやられていると思うんですけども、そういう地元の調整が非常に困難といいますか、そういう問題があれば、その事業としては、そういう調整、それが整うまで待っているとか、そういうことをして、予算執行をしていかなければ、こういう問題が起こってくるというように思うんですけども、その辺はどうであったのか、お尋ねをしておきたい。

多額のこの繰り越しになっておりますので、道路の改良要望が強いわけですので、やはりそういうことがなぜできなかったのかと、職員体制が不十分といいますか、不足でできなかったのか、その辺も含めて、1点伺っておきたいと思います。

それから、学校教育課の関係で、主に繰り越しは学校給食センターの工事の関係なんですけれども、実施設計中とかというのがあるわけなんですけれども、基本的にはいろいろ意見もある中で、私どもは350人で十分ではないかということも申し上げてきた経過もあるんですが、この配ぜんの関係で、蒲生野中学校なり、瑞穂中学校で同時工事とも計画されているんですけれども、例えば、将来の子どもの人数の減少ということを考えれば、仮設のようなプレハブのようなものを持ってきて、対応とか、そういうようなことはこういう考え方の中にはなかったのか、そんなのは無理であったのかどうかを含めて、お尋ねしておきます。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） ご指摘いただきましたようにできるだけ早期に買い戻すというのは、当然でございますけれども、今回の補正予算につきましては、年度内、平成23年度の一般財源の精査ということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

平成24年度の当初予算に計上いたしましたものにつきましては、早急に買い戻しの事務を進めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 繰り越しの予算の関係でございますが、今、質問いただきましたように、升谷大迫線につきましては、前年度予算を繰り越させていただいて、平成23年度に工事のほうを進めてまいりました。

前年度から繰り越した予算によりまして、8月末まで工事を一工区完成し、その後、また、入札によりまして、10月より3月まで一工区工事のほうを進めております。

よりまして、2車線改良ではなく1車線改良ということで、全面的に通行止めをして行うことは困難でございますので、一工区ずつ工事のほうを進めた結果、年度内に工事を完了することができないということになりまして、繰り越しのほうをお願いしているものでございます。

また、笹尾中央線につきましても、集落内の狭小な道路でございますので、一度に2カ所の交通規制を行うのは、困難ということで、一工区ずつ順次、工事の進捗をはかってまいっているところでございます。

あと、蒲生西階線につきましては、きめ細かな交付金によりまして、一工区工事のほうを行ったんですが、あと、商店街の中で工事を行うに当たり、舗装の工種なり、水路の側溝のほうも傷んでいるところもございますので、そういったところで協議を行い年度内の完成が見込めないため、繰り越しのほうをお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 配せん室の関係ですけれども、生徒数が減少する見込みであるという理由を持って、プレハブ程度でよいというような考え方は持っておりません。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） 繰り越しの関係で、今、それぞれ答弁いただいたんですが、今の例えば道路新設改良事業であれば、順次片側通行しながら、工事をやっているということでございました。それはそれで、よくわかるんですが、現在の進捗状況というのを見ますと、例えば、升谷大迫線でしたら、発注準備中となっているんですが、まだ発注していないということなんですね。そういうような準備中というのがちょくちょくあるんですけれども、それは、本来なら年度内に発注して、今、言われるように一工区ずつやっているの、片側通行でいわゆる時間がかかるんだということであればわかるんですけど、前の工事がまだ終わっていないので、発注準備中ということなのかどうか、その辺、もう一度伺っておきます。

それから、学校の給食の関係なんですけれども、大きな配せん工事ということで、いわゆる将来を見越していないということなんです、十分一定期間そういう対応ができれば、そういう仮設的なことでも十分やれるのではないかとということでお尋ねしたんですけれども、基本的に教育関係では、そういうような考え方はしていないということなのかどうか、改めてお尋ねをしておきます。

それから、土地開発公社の先行取得のいわゆる関係ですけれども、今回は、基金積立金ということで1億5,560万円積み増しをするということなんですけれども、この1億5,560万円を直接用地の土地開発公社から買い戻すというのも一つの方法かと思うのですが、そういう方法はとらないと、一たん基金にして、また買うということなのか、当然、そういうように買い戻しても何も問題ないのではないかと思うんですけれども、その点について、もう一度伺っておきたいというように思います。

○議長（野口久之君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 発注準備中と現在の進捗状況のところに書いております升谷大迫線につきましては、今ありましたように現在工事中でございまして、3月末に竣工検査を行う予定です。

工事のほうにつきましては、次の工区のほうは既に公告済みということでなっております、まだ、業者の決定には至っておりませんが、工事につきましては、公告のほうを行っております。

須知水辺公園線につきましては、あとまだ警察との交差点の協議が残っておりますのと、

支障物がありますので、その協議を行っている関係で、まだ工事のほうは発注に至っておりません。

以上です。

○議長（野口久之君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 生徒数が減るから仮設的なものではどうかということでございましたけれども、保健衛生上もしっかり管理をしていかなければならない施設であると考えておりますので、仮設的な考え方は持っておりません。

○議長（野口久之君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 直接に積まずに買うという方法もちろんあるわけですが、これにつきまして、テクニク的な話にもなるんですが、実質公債費比率の関係もございまして、一たん先行取得用地の基金に積むということで、特財化が図るというのも一つの方法としてございます。

それと、年度末におきましては、やはり、土地開発公社との予算との兼ね合いもございしますので、時期的にはちょっと困難であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野口久之君） これをもって、質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

山田君。

○6番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第30号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）に反対の立場から、討論を行います。

今回の補正予算は、3月の事業年度末を控え、各節ごとに精査し、最終見込みを立てて補正がされたとのことでありますが、節減に努力した反面、地方自治体の使命である住民の福祉の増進にどれだけ務めたのかも問われていると思います。

補正予算（第5号）は、2億9,754万円、およそ3億円の減額補正になっています。その結果として、2億4,100万円を財政調整基金に戻す補正予算となっています。結果としては、基金を減らす必要がなかったかと言えますが、本来、自治体の予算は、不用額を生まないように当初に計画を立てて、編成するわけですから、余りにも大きな額が年度末に出ること自体が、どんな予算編成であったのかが問われると考えます。もちろんやむを得ない理由での変更はあるわけですが、ですから、その都度、見直しをすることは当然です。

歳出では、農林水産業費が1億7,500万円を超える減額を初め、衛生費で9,429万9,000円、土木費でも7,693万5,000円、教育費で5,842万7,000

円など、大きな減額が提案されています。

減額された理由は、それぞれあるわけですが、事業の見通しを明らかにして、補正を行い、住民要望にこたえる予算執行を行うべきです。

繰越明許についても事業費から対応できないために繰り越している事業も見受けられます。人員配置を含め、事業が年度内に実施できる体制にすべきです。自治体本来の使命である住民の安全と命、暮らしを最優先にする立場での予算執行を行うことを指摘し、反対討論いたします。

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

議案第30号 平成23年度京丹波町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（多数 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決しました。

《日程第31、議案第31号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第31、議案第31号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東まさ子君） 10ページでありますけれども、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金でありますけれども、国のほうが広域化ということで、府一本化ということで、いろいろと考えているんですけれども、実際、この保険財政共同安定化事業拠出金というのは、今、30万円以上超えた分ですか、80万円以下の。これは、今、この金額を設定しておりますけれども、これは自由になっているんですか、この30万円超えというのを国で一本になっているんですか。自由に設定できるんですか。

○議長（野口久之君） 下伊豆住民課長。

○住民課長（下伊豆かおり君） 現在のところは、30万円以上80万円ということですがけれども、今、予定されております国保法の改正が行われますと1円まで引き下げることができる、都道府県が市町村の意見を聞いて、現在のところは設定できる状況でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

議案第31号 平成23年度京丹波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

《日程第32、議案第32号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》

○議長（野口久之君） 日程第32、議案第32号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これですべての討論を終わります。

これより、議案第32号を採決します。

議案第32号 平成23年度京丹波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

《日程第33、議案第33号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第33、議案第33号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 1点お尋ねをしておきたいと思うんですけれども、老人保健施設サービス勘定の関係でお尋ねをしておきたいと思うんですけれども、町が運営する老健の施設ということになっておるわけでございますけれども、歳入のところを見ますとサービス収入の中に、居宅施設のサービス収入ということなり、また自己負担の収入と、それから繰入金ということで一般会計からくる諸収入ということがいわゆるこの事業の総収入になっているわけでございますけれども、一般、民間がこういう施設を運営する場合にこの一般会計からの繰入金という部分が、いわゆる負担する12.5%以内に収まっているのかどうか。

この施設運営が、結果として、赤字、黒字、どういう数字が生まれてきているのか、わかっていれば、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 町の運営いたします老健施設でございますが、一般会計の繰入金につきましては、予算の補足説明で申し上げましたとおり、いわゆる収支の均衡を目的にここで埋め合わせていただかしているものでございます。

したがって、12.5%、そういったことではなく、ここでの、いわゆる帳じりを合わせているものでございます。

また、合わせまして、この分につきましては、一般会計からその分をそのままいただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） この和知の老健の施設については、病院、診療所から、この老健に移行したわけですがけれども、病院経営が非常に持ち出しが多いということから、一つの運営の方法として、こういうことがとられたんですけれども、今、答弁では、収支のバランスを補うための部分だということだったんですが、例えば、民間の業者がやっておれば、町の一般会計から繰り入れるという収支のバランスということではなしに、足らずまいは、法定以外の分は赤字ということになると思うんですけど、そういうように見れば、この一般会計からの繰入金3,268万8,000円というのは、いわゆる法定の部分として、入る分は幾らと、それを上回る町が持ち出している分は幾らなんだという、その点、伺っておきたいと思えます。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） 今回のこれに関しましては、先ほど申しましたとおり、収支のバランスをはかっておるその分でございますし、また、交付税等に換算されているものでもございません。一般会計のほうから単費そのものを入れていただいているものでございます。

老健施設の運営につきましては、町全体からのニーズということで、施設を運営させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） それはよくわかっているし、町が運営しているんですから、当然、責任を持つというのは、基本的なことで、そのことにどうこう申し上げているわけではないんですが、一体、この老健の施設の収支の関係でいくと、どういう状態なのかということを我々もしっかり知っておく必要もあると思うんですね。

だから、例えば、病院でしたら、法定分ということで、決まっていると、それ以外の分は政策的な一般会計からの繰り入れということにもなっているわけで、こういう場合には、この老健の施設の場合には、本来、一般のいわゆる民間の業者がやっていたら、この一般会計からの繰入金という部分、いわゆるそれぞれの負担をしてもらうところからいただいて、運営をしているわけでございますけれども、そういうように見れば、町の繰入金全額がそれに該当するものなのか、政策的ないわゆる繰り入れもあるというように思うんですけども、一体、この中にはどれだけの金額が含まれているのか、やはりその辺も明らかにしていただい

て、その運営が悪いということではなしに、実態はやっぱりしっかり我々としても、つかんでいくといくというのは、当然でありますので、運営実態を知る上からも改めてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 藤田医療政策課長。

○医療政策課長（藤田正則君） ただいまのお尋ねでございますが、運営の面からに關しましても、確かに言われる場面はあろうかと思ひます。その点に關しましては、また、今後、いろんな形で広報等でお知らせをしてみたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

議案第33号 平成23年度京丹波町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願ひます。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

《日程第34、議案第34号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第34、議案第34号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳入に關わって、お尋ねをしておきたいと思ひますけれども、今回の補正を見ますと、使用料及び手数料で補正額1,218万5,000円の減額になっておるわけでございます。

当初の見込みよりも、大幅に収入減になっていると、これは、当初見込みとどういふ見込み違ひがあつたのか、まず、その点、伺つておきたいと思ひます。

○議長（野口久之君） 木南水道課長。

○水道課長（木南哲也君） 水道料の見込みにつきましては、予算特別委員会の折にもご説明も若干させていただきましたけれども、まず、和知の使用料関係の話でございますけれども、改定前と比べまして、平成23年度でほぼそれまでの実績と近い数字、それから、平成24年度は700万円程度の増額見込みですけれども、結果的に補正で平成23年度は伸びていないというあたりの分析とか、それから、学校の統合等もございまして、水量が減っているというふうに感じておりますのと、前年度の当初予算の前年度の使用水量はその前の年とか、参考にしながら、その伸び率でやっているんですけれども、若干高い目の見積もりであつたというふうに感じております。

以上が、減額の大きな原因かなと感じております。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田均君） 町長に1点お尋ねをしておきたいと思ふんですが、委員会でもお尋ねした経過もあるんですが、今回使用料が当初見込みより、減っているということと同時に、京丹波町のいわゆる町内にあります業者、創味食品についても新たに工場を増設して、操業されているという状況になっているわけでございますけれども、フル操業ということになっていないということで、契約によりますと、第一、第二の工場についても、工場の施設の入替えをして、水の使用量が1,500トン必要なんだと、そして、新工場でも1,500トンということが言われているわけでございますけれども、実は、平成20年の10月22日、当時の京丹波町長松原茂樹町長が創味食品の代表取締役社長の山田亮氏に確約書というのを出しているんです。

平成20年4月18日付で貴社から要望のありました水道使用料水量について、日常3,000トンの水道水を供給することを確約いたしますと、供給実施時期は畑川ダムが完成し、取水が可能となることが前提であり、現在のところ、平成25年4月1日を予定していますと、今後につきましては、引き続き、施設の早期完成に努力をしておりますと、こういう文章を出しておられるわけなんですけれども、町長の答弁からすると、企業の見通しや計画はわからないということ、当然だと思ふんですけれども、こういう確約をしているわけでございますし、会社もその後、一定、使用についての工場長の届も出ているようでございますけれども、やはり、こういう町が確約書を提出しているわけでございますから、会社の計画に

ついても、やはりどういう計画になっているのかということは、町長としても確認をすべきであると、もちろんそれが、5年とか10年とかという工場の計画によりますけれども、そういうことも明らかにしておくべきだと、町長として、確認すべきだと思うんですけれども、その点、お尋ねをしておきます。

○議長（野口久之君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 確認をしてまいりたいというふうに考えております。

何にしましても、行政は継続しておりますので、先にもおっしゃっていただきましたように、住宅街計画どおり町民を増やすということが私の使命だというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

議案第34号 平成23年度京丹波町水道事業特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

《日程第35、議案第35号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第35、議案第35号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

日程第35、議案第35号 平成23年度京丹波町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

《日程第36、議案第36号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)》

○議長(野口久之君) 日程第36、議案第36号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

議案第36号 平成23年度京丹波町土地取得特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

《日程第37、議案第37号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第37、議案第37号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

議案第37号 平成23年度京丹波町育英資金給付事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

《日程第38、議案第38号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（野口久之君） 日程第38、議案第38号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

議案第38号 平成23年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

《日程第39、議案第39号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第39、議案第39号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

議案第39号 平成23年度京丹波町須知財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

《日程第40、議案第40号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第40、議案第40号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

議案第40号 平成23年度京丹波町桧山財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

《日程第41、議案第41号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）》

○議長（野口久之君） 日程第41、議案第41号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 歳出4ページでございますけれども、1点、お尋ねしておきます。

一般管理費の報酬の中で、財産区の管理会長報酬と財産区管理委員会委員の報酬をそれぞれ4万5,000円、3万円計上されているわけでございますけれども、当然、管理会の報酬というのは、決まったものでありますから、当初予算で計上されていたと思うんですが、あえて追加が4万5,000円と3万円が予算化されているのは、どういう理由なのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） お尋ねの件でございますが、管理会の中で、現在、山の踏査等にかかわる協議等がございまして、その分についての会議が回数が増えたということでございます。なお、単価については、何ら変更が生じたものではございません。

以上です。

○議長（野口久之君） 山田君。

○6番（山田 均君） ちょっと、もう一度改めてお尋ねしておくんですが、財産区の管理委員の報酬というのは、1回幾らということ算出をされるということになっているのか、年幾らということになっているのか。今の説明によりますと、会議が山のことであったということでございますので、日額ということになっているということなのかどうか、改めて伺っておきます。

○議長（野口久之君） 山森瑞穂支所長。

○瑞穂支所長（山森英二君） 日額ではありませんでして、1回当たりの単価ということで、定めているものでございます。

以上です。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

議案第41号 平成23年度京丹波町梅田財産区特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

《日程第42、議案第42号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第42、議案第42号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

議案第42号 平成23年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

《日程第43、議案第43号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)》

○議長(野口久之君) 日程第43、議案第43号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

議案第43号 平成23年度京丹波町質美財産区特別会計補正予算（第1号）について、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

《日程第44、議案第44号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第4号）》

○議長（野口久之君） 日程第44、議案第44号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計
補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決します。

議案第44号 平成23年度国保京丹波町病院事業会計補正予算（第4号）について、原
案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

《日程第45、請願第1号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書》

○議長(野口久之君) 日程第45、請願第1号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書を議題といたします。

付託委員会における審査の経過と結果について、福祉厚生常任委員長に報告を求めます。
篠塚委員長。

○福祉厚生常任委員長(篠塚信太郎君) 去る3月21日開催いたしました福祉厚生常任委員会において、審査いたしました請願第1号の審査結果について、請願審査報告書を朗読しまして、報告といたします。

平成24年3月27日

京丹波町議会議長 野口久之様

福祉厚生常任委員会委員長 篠塚信太郎

請願審査報告

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により、報告します。

記

受理番号 第1号

付託年月日 平成24年3月2日

件名 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願書

審査の結果、採択

以上でございます。

○議長(野口久之君) 以上、報告のとおりであります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、請願第1号を採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択であります。

この請願は、委員長の報告のとおり、決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

《日程第46、発委第1号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書》

○議長(野口久之君) 日程第46、発委第1号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書を議題といたします。

本意見書は、会議規則第14条第3項の規定により、福祉厚生常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) 発委第1号

平成24年3月27日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 福祉厚生常任委員会委員長 篠塚信太郎

障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書

我が国では、平成18年4月障害のある人も障害のない人とともに地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。

しかし、この法の施行直後から新たに導入された応益負担という仕組みを初め、さまざま

な問題点が指摘されてきた。また、国連では、平成18年12月に障害者権利条約が採択され、平成23年10月現在で既に106カ国が批准を終えているが、我が国は、国内法が未整備のために未だ批准できていない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障害者制度の集中的な改革を行うため、平成21年12月、内閣府に「障がい者制度改革推進本部」が設置された。

その推進本部での検討を踏まえ、平成22年12月の臨時国会で、「障害者自立支援法」の改正案が可決されたが、更なる抜本的な見直しが求められた結果、国は平成25年8月までに同法を廃止し、新たな制度を構築することとされてきた。

こうした状況の中、障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず「権利としての地域生活」が保障されるためには、「障害者自立支援法」に代わり、障害者制度を根本から見直した法律である「障害者総合福祉法」を着実に立法化する必要がある、平成23年8月には内閣府の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会でまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」は障害者・関係者の幅広い意見を反映したもので、新たな障害者支援制度の構築に向けて具体的な筋道が示されたと思われた。

しかし、平成24年3月13日「障害者自立支援法」にかわる「障害者総合支援法案」が閣議決定されたが、この内容は、現行法の枠組みを根本的に踏襲した一部改正となっており、骨格提言とはほど遠いものとなっている。

よって、国におかれては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づいた「障害者総合福祉法」を早期に制定されるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月27日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

提出者に提案説明を求めます。

篠塚福祉厚生常任委員長。

○福祉厚生常任委員長（篠塚信太郎君） ただいま上程になりました発委第1号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書の提案理由について、ご説明申し上げます。

政府は、本年3月13日に現行の障害者自立支援法にかわる障害者総合支援法を閣議決定し、平成25年4月施行を目指しております。

その法案の内容は、難病患者を障害福祉サービスの対象とする一方、サービスの原則無料化は見送り、さらに総合福祉部会が二大指針としていた障害者権利条約や障害者自立支援法

違憲訴訟に伴う基本合意書とは相いれず、総合福祉部会の骨格提言ともほど遠い内容となっております。

また、骨格提言では、地域格差の解消を求め、特に、移動、コミュニケーション、相談などの重要な支援が地域生活支援事業の枠で裁量的経費となっている点を改め、国2分の1、都道府県が4分の1負担することによって、市町村が支援をしやすくすることを求めています。

しかし、法案は、地方分権を理由にこれを無視し、逆に幾つかの事業を地域生活支援事業に追加するなど、現行法の廃止を経ての新材ではなく、障害者自立支援法の一部改正となっております。

本意見書は、去る3月21日に開催した福祉厚生常任委員会で全会一致で提出することに決定したものであり、先ほど採択されました「障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての請願」の趣旨に基づき、国及び政府が基本合意、骨格提言を尊重し、障害者権利条約の批准に足りる、また、障害者が尊厳のある市民として、地域で暮らし、社会参加をすることができるための障害者総合福祉法を早期に制定することを国及び政府に求めるために提出するものであります。

本意見書の提出にご賛同いただきますことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

山田君。

○6番（山田 均君） 提出者にお尋ねしておきたいと思うんですけども、先ほど意見書の本文が読み上げられたんですけども、ここに配付していただいている意見書の内容と若干読み上げられた言葉と違いますか、字句が違ったんですが、この文章が正しいということかどうか、例えば、支援法の施行を施行と言われたし、現行法の枠組みを根本的と言われたが基本的となっている、この文章でいいのか確認の意味で聞いておきます。

○議長（野口久之君） 篠塚委員長。

○福祉厚生常任委員長（篠塚信太郎君） 今、山田議員からご質問のあった点につきましては、これお配りしております意見書が正しいというふうに理解をいたしております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) これで討論を終わります。

これより、発委第1号を採決いたします。

発委第1号 障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長(野口久之君) 挙手全員であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第47、発委第2号 取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書》

○議長(野口久之君) 日程第47、発委第2号 取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書を議題とします。

本意見書は、会議規則第14条第3項の規定により、総務文教常任委員長から議長に提出されております。

事務局に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長(長澤 誠君) 発委第2号

平成24年3月27日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 総務文教常任委員会委員長 梅原好範

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員長、警察庁長官

取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を求める意見書

平成21年5月に、国民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員制度が開始された。この制度は、法律の専門家でない国民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な国民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されている。

裁判員である国民の意見を最大限に反映し、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が国民にとってわかりやすいものである必要がある。

裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければならない。

このような見地から、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は不可欠なものである。なぜなら、取調べをすべて録画することで、取調べの状況が検証可能となり、これにより初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確になし得るようになるからである。

また、取調べの可視化は、これを行うことで、密室での取調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たない冤罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものである。

よって、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取調べの全過程可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年3月27日

京都府京丹波町議会議長 野口久之

○議長（野口久之君） 提出者に提案説明を求めます。

梅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（梅原好範君） それでは、取調べ可視化の実現を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

被疑者は憲法第38条第1項及び刑事訴訟法第198条等により黙秘権が保障され、被疑者に対する自白の強要が禁止されていますが、捜査機関による密室での取調べにおいて、時に、被疑者に対する暴力、脅迫、畏敬、利益誘導等による自白の強要が行われたと疑いをもたれるケースが存在します。

このような不当な取調べにより、内容を虚偽の調書が作成されたことが、誤審の誤判の原因にもなってきたため、公判廷で係る調書の任意性、信用性が争われ、取調べ状況が問題に

なる例が多くあります。

しかし、取調べ状況を明らかにする客観的な証拠が残っていないために取調べ担当官と被告人がそれぞれ法廷で再現するという方法にとらざるを得ず、往々にして水かけ論に終わり、調書の任意性、信用性の判断は極めて困難であるばかりか、裁判の長期化を招いております。

そのような取調べを根絶するためには、まずは取調べ状況を明らかにするために取調べの全過程を可視化することが不可欠であると考えます。

我が国の刑事裁判は、捜査段階での取調べにより作成された自白調書に強く依存しているため、内容虚偽の調書が信用に足るものとされた結果、多くの冤罪事件が生み出されてきた経過があります。

しかし、取調べの全過程を録画、録音することで、取調べ状況を明らかにし、それにより水掛け論の不毛な争いを避け、裁判を迅速、充実させ、さらには誤判による冤罪を防止することができるものであるということを申し述べ、提案理由といたします。

意見書の趣旨を十分ご理解いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、発委第2号を採決いたします。

発委第2号 取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を求める意見書について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書の字句並びに取り扱いについては、議長に一任願います。

《日程第48、発議第1号 東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議》

○議長（野口久之君） 日程第48、発議第1号 東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議について、議題といたします。

本決議は、議会規則第14条第2項の規定により、山内武夫君から議長に提出されております。

事務局長に議案を朗読させます。

長澤事務局長。

○議会事務局長（長澤 誠君） 発議第1号

平成24年3月27日

京丹波町議会議長 野口久之様

提出者 京丹波町議会議員 山内武夫

賛成者 京丹波町議会議員 小田耕治、京丹波町議会議員 篠塚信太郎、京丹波町議会議員 村山良夫、京丹波町議会議員 梅原好範、京丹波町議会議員 横山 勲、京丹波町議会議員 岩田恵一、京丹波町議会議員 松村篤郎、京丹波町議会議員 西山和樹、京丹波町議会議員 原田寿賀美、京丹波町議会議員 北尾 潤、京丹波町議会議員 森田幸子

東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議

昨年3月11日、マグニチュード9.0という世界最大級の東日本大震災が発生し、東北地方を始め、東日本の広範囲にわたる地域が、地震とそれに続く津波により、わが国ではかつてないほどの大きな被害を受けた。

これまでも全国各地の多くの人々が、被災地の復旧と復興に向けて取り組んでおり、様々な形で支援が進められてきた。

しかしながら、被災地の復旧と復興に向けて大きな障害となっているのが、膨大ながれきの処理である。岩手、宮城、福島の3県では、約2,253万トンのがれきが発生し、1年経過した現在でも6%程度しか処理ができていない状況である。政府は処理が進まないがれきのうち、県内処理を国が決めている福島県を除く、岩手県の約11年分に当たる約476万トン、宮城県の約19年分に当たる約1,569万トンのうち401万トンについて広域処理をすることとし、全国の自治体に対して協力を呼びかけているが、受け入れが進んでい

ない実情である。

被災地の方々の苦悩を思うと、全国民の協力によるがれきの1日も早い処理が求められている。がれきは、全国の自治体の協力がなければ、この先十数年そのままの状態となる。がれきの処理なくして被災地の真の復興はあり得ない。

よって、本町議会は、本町に対し、国の責任において科学的な知見により放射能の影響を検証し、放射線量の測定等十分な体制を整えることを条件に、通常の廃棄物相当と判断される焼却灰について、受け入れすることを要請する。

なお、受け入れに際し、岩手県及び宮城県のがれきについての情報を開示し、国・府及び本町が町民への説明責任を履行するとともに、本町において安心・安全がしっかりと確保される中で、町民の理解と協力のもと、焼却灰処理の取組みが進められるよう、強く求める。

以上、決議する。

平成24年3月27日
京都府船井郡京丹波町議会

○議長（野口久之君） 提出者に提案説明を求めます。

山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま上程になりました東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議につきまして、提案説明を申し上げます。

言語を絶する惨事でありました東日本大震災から1年を経過いたしました。国を挙げての復旧、復興活動が急ピッチで進められておりますが、復興の要となります膨大ながれきは、岩手、宮城、福島の3県で、約2,253万トンにも上ると言われており、震災から1年が経過いたしました現在でも、6%強の程度しか処理が進んでいない状況とお聞きをいたしており、震災からの復興に大きな足かせとなっております。

政府では、処理が進まないがれきのうち、県内処理を国が決めている福島県を除く岩手県、宮城県分401万トンについて、広域処理することとし、全国の自治体に協力を呼びかけております。

もとより、被災された方々の一刻も早い生活の再建と被災地の復興はすべての国民の願いでもあります。また、東日本大震災から我が国が再生するためにも広域処理は国民の一人一人が支え合って、取り組んでいかなければならないと感じております。

しかしながら、一方では、東京電力福島原発事故の影響により、その安全性に町民が不安を抱いていることも、また事実であると思います。

そこで、被災地の一日も早い復興を支援するためにも、本町に対し、国の責任において放

射能の影響を検証し、放射線量の測定など十分な体制を整えた上で、東日本大震災で発生したがれきの焼却灰を受け入れることを強く要望するものであります。

なお、受け入れに際しましては、情報を公開し、町民の理解と協力のもとに焼却灰処理が進められますよう求め、合わせて議員各位全員の賛同を求め、東日本大震災で発生したのがれきの焼却灰受け入れ要請に対する提案説明といたします。賛同よろしく願いをいたします。

○議長（野口久之君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

東君。

○7番（東まさ子君） 今、提案説明をいただきました。

私も本当に未曾有の災害が起きて大変な膨大ながれきが残っているということで、第一義的には国が地元で地域の経済の活性化も含めたそういう強力な取り組みをするべきところがありますけれども、余りにも膨大ながれきということで、広域化が求められており、私もそういうふうに思っているところがありますけれども、一つ提出者の山内副議長にお聞きをいたします。

今、提案説明でもおっしゃられましたように、町民の不安を抱いているということであります。それは、やはり放射能のそういう物質がどうかなというそういうものであります。ここにも決議の文章の中にも書いていただいておりますけれども、放射線量の測定と十分な体制を整えることを条件に通常の廃棄物相当と判断される焼却灰ということで書いていただいております。

国のほうにおいては、がれきの焼却灰は1キログラム当たり100ベクレルと言っておりますし、がれきの場合は1キロ当たり8,000ベクレルということで言っております。広域連合もそれより低い基準を示されているところがありますけれども、ここに書いていただいております通常の廃棄物相当ということは、これは猪鼻で焼却灰を受け入れるということですので、猪鼻で通常受け入れておられるそういう通常の廃棄物相当と理解してよいのかどうか、その点について、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（野口久之君） 山内君。

○15番（山内武夫君） ただいま、いろいろとご質問いただいたんですけども、結局今現在では、まだ、がれきの受け入れがどこの分を何トン、いつから受け入れるというようなことは決まっておりますが、当然のことながら、受け入れにあたりましては、今も言いましたように放射線量の調査とか、安全性が確認されて、その上で町民の理解を得ること

がまずは前提条件であろうというふうに考えておりますし、その上に立って、国の責任でもって、影響調査とかそういう判定のそういう検証がされるべきものだというふうに考えております。

そういう中で、今、放射線量の問題だとかいろいろなことを懸念をされるわけですが、これはまた、今、関西広域連合のほうでもそういう基準が厳格化というようなことでそういう数値が決められておるようですので、また、町のほうにもそういうことにつきましては、強く要請をしていきたいというふうに思いますし、安全性の確保はその点で図っていきたいというふうに思っております。

なおまた、通常の廃棄物といいますのは、今も言いましたように京都の環境保全公社、あれが今受け入れる物質、通常のそういう廃棄物相当ということにしておりますので、そのものについてのみ受け入れるということで、これは、京都府のほうとも協定済みのことですので、問題はないものというふうに考えております。

○議長（野口久之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

東君。

○7番（東まさ子君） それでは、ただいま提案されております発議第1号 東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の受け入れについて、決議を行うというものであります。昨年3月11日の東日本大震災は未曾有の大災害となり、膨大な災害がれきが発生し、今も山積みの状態で被災地の復興にとって、大きな障害となっております。

この膨大ながれき処理は、被災地だけで行うことは困難であり、政府が被災地での処理能力を強化することはもちろん、被災県以外の協力を得た広域処理を進めることは必要です。

しかし今、多くの国民や自治体がこうした被災地の現状に胸を痛め、がれき処理を望んでいるにもかかわらず、進まないのは、なぜでしょうか。

その最大の障害は、放射性物質への対策を国が真剣に行っていないことにあります。復興と町民の安心、安全の両立が大切であります。放射能に汚染された廃棄物については、福島原発事故に起因したものであり、その責任は汚染者である東京電力と国にあります。東京電力と国が責任をもって処理するべきであります。

一方、被災地の通常の廃棄物については、被災県だけに任せず、全国的に協力することが望ましいと考えます。

本議案では、受け入れる廃棄物は、通常の廃棄物として判断される焼却灰であること、受け入れに関し、岩手県及び宮城県のがれきについての情報について、国府町が説明責任を果たし、安心、安全がしっかり確保される中で、町民の理解と協力のもとに取り組みを進めるよう求めるものであり、賛成するものであります。

一言、加えて述べさせていただきます。

福島原発の事故により、原発は一たん事故が起これば、制御できず放射性物質廃棄物の処分方法もわかっていない未確立の技術であり、危険なものであることが明らかになりました。今、関西電力のすべての原発が停止をしておりますが、停止しても電力は努力すれば足りるということも明らかになっております。

また、3月24日の新聞報道では、京都府が関西電力の高浜電子力発電所で、福島第一原発と同様の事故が起こった際の放射性物質拡散予測を公表し、京丹波町も屋内退避区域に含まれるという報道がされております。

また、寺尾町長も再稼働に反対の表明をされています。

決議にあたり、12月議会では、脱原発の意見書提案をいたしましたでしたが、決議できなかったことは、大変残念に思っております。改めて、原子力発電からの脱却を求める意見を議会として挙げることを求めて、本意見書の賛成討論といたします。

○議長（野口久之君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（野口久之君） これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決いたします。

発議第1号 東日本大震災で発生したがれきの焼却灰受け入れに関する決議について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（野口久之君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第49、閉会中の継続調査について》

○議長（野口久之君） 日程第49、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委

員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(野口久之君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成24年第1回京丹波町議会定例会はこれをもって閉会いたします。

私のほうからお礼を申し上げます。

平成24年第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には本会議並びに各委員会におきまして、慎重に審議いただきまことにありがとうございました。

無事終了いたしましたことに厚くお礼を申し上げます。

また、執行部におかれましても、会期中の運営につきまして、ご協力をいただき、大変ありがとうございました。平成24年度予算もすべて議決いただき、来週からは新年度がスタートをいたします。安心、活力、愛のあるまちづくりによる各種施策のさらなる充実に向け、依然厳しい財源での財政運営ではありますが、町長初め、執行部におかれましては、知恵と行動力により、町民の皆さんが安心、安全な日常生活が過ごせますよう取り組んでいただくことを切にお願いをいたします。

また、議会におきましても、より開かれた議会運営に努め、将来に夢と希望が持てるまちづくりに向けて、英知を結集し、町民の皆さんの期待に応えていけるよう努めてまいりたいと思っております。

今後とも、議員各位のご協力をよろしくお祈りを申し上げます。

最後に、執行部、また議員各位におかれましては、それぞれの立場でお忙しいと存じますが、お体には十分ご自愛いただき、ご活躍いただけますことをご祈念申し上げ、閉会にあたりましてのごあいさつをさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

寺尾町長。

○町長(寺尾豊爾君) 平成24年第1回京丹波町議会定例会が閉会になりまして、私からも

ごあいさつを申し上げたいと思います。

3月2日から本日27日までの長きにわたって、議員の皆さん方には慎重にご審議をいただきました。敬意を表したいと思います。特に、本定例会は、諮問第1号から発委第2号、あるいは発議第1号と本当に多くの審議であったことでした。慎重に審議されて、町民、住民の暮らしに即役立つことだと期待をしております。

総額195億8,742万4,000円の予算についても、可決いただいたことを心から厚く御礼を申し上げます。

いろんなことを審議していただいている、参考にしなければならないなど、とにかく議決をいただいた以上、堅実にあるいは波及効果等ねらって、着実に執行していくべきだというふうに考えたところであります。

特に、全体の審議を通じて、私、感じたことなんですが、助けを求められる人、助けられる人、あるいは、助ける場所についても、自宅であったり、あるいは介護施設であったり、あるいはそれが夜中であったり、特に非常に都合のよい助ける側から言いますと10時から5時だったり、いろんな場面があります。

あるいは、助ける相手が身内であったり、赤の他人さんであったりするわけです。あるいは、報酬をもらって、ヘルパーさんであったり、介護者であったり、先生、医者であったりするわけです。それぞれの立場で京丹波町でお暮しをいただいている。そのときに皆さんのほうの質疑の中で、たとえば、無償報酬をしている人であっても、この195億8,742万4,000円がやっぱりたよりだとこれがあるから、自分たちはボランティア活動ができているんだという趣旨のお話をいただきました。非常に感銘を受けたところです。

この皆さんのしっかりした思いを受けて、私もこの執行にあたっていきたい、あるいはあたることをお約束したいと、そんな思いであることを申し上げて、お礼のごあいさつといたします。本当にお世話になりました、ありがとうございました。

散会 午後 2時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 野口 久之

〃 署名議員 横山 勲

〃 署名議員 山田 均